

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成26年6月13日(金) 午後3時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

### 参加者等

司会者 片山 隆夫(さいたま地方裁判所第3刑事部部総括判事)  
裁判官 寺本 真依子(さいたま地方裁判所第3刑事部判事)  
検察官 中嶋 伸明(さいたま地方検察庁公判部・検察官)  
弁護士 高橋 千恵(埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 40代 男性(以下「1番」と略記)  
裁判員経験者2番 40代 男性(以下「2番」と略記)  
裁判員経験者3番 60代 女性(以下「3番」と略記)  
裁判員経験者4番 40代 女性(以下「4番」と略記)  
裁判員経験者5番 50代 男性(以下「5番」と略記)  
裁判員経験者6番 40代 男性(以下「6番」と略記)  
裁判員経験者7番 40代 女性(以下「7番」と略記)

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、ただいまから裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。この会の趣旨は、裁判員制度実施後、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が集積されましたけれども、法曹三者も立ち会いの下で、できる限り多くの裁判員経験者の方から御意見や御感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用改善に役立てようとするものであります。本日は、7名の裁判員経験者に御参加いただきました。御協力いただきまして、誠にありがとうございます。この7名の方々は、昨年に判決の言い渡しをしました事件に裁判員として関与された方であります。先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。また、本日は法曹三者にも御参加いただきました。まず、法曹三者の方に自己紹介をお願いしたいと思います。

寺本裁判官

裁判官の寺本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、今司会進行している片山裁判長のところで右陪席という立場で仕事をしております。裁判官としては16年目ということになりますが、このさいたまでは、1年ちょっと仕事をしておりまして、さいたまに来てからは15件程度の裁判員裁判に関与させていただいた状況です。裁判員経験者の皆様からの御意見というのは、裁判員を経験した方しかおっしゃっていただけないことですので、貴重な機会と思っております。どうぞいろいろな御意見をお寄せいただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

司会者

では、続きまして高橋弁護士、よろしくお願いいたします。

高橋弁護士

弁護士の高橋と申します。よろしくよろしくお願いいたします。私は、埼玉弁護士会に所属しております。弁護士としては5年目となります。これまで裁判員裁判は、全部で6件ほど担当させていただきました。やはりいつも被告人側から裁判に関わるこ

とが多いですので、客観的な立場で事件を見ていただく裁判員の方がどういうふうに思っているのか、弁護人のこういうことが分かりにくいなど、そういうのがありましたら、率直な御意見を聞かせていただくと非常にありがたいと思っております。どうぞ今日はよろしく願いいたします。

司会者

それでは、中嶋検察官、お願いいたします。

中嶋検察官

さいたま地方検察庁の中嶋伸明と申します。どうぞよろしく願いいたします。私は、検事になってちょうど14年目でして、去年の4月からさいたま地検に勤務しております。1年間裁判の公判担当ということで、裁判員裁判もちょうど14件ぐらいですかね、担当させていただきまして、本日話題に上るであろうものについても携わっておりますので、ぜひ率直に教えていただいて、今後より分かりやすい立証というのを目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

申し遅れましたけども、本日の司会を務めさせていただきます。さいたま地裁第3刑事部の片山でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、早速、意見交換に入りたいと思います。あらかじめ4つテーマを設定させていただきました。1つ目は、「裁判員裁判に参加しての全般的な感想」、2つ目は「公判審理の問題点」、3つ目は「評議の問題点」、4つ目は「裁判員裁判に参加したことに伴う負担について」ということであります。まず、1つ目の裁判員裁判に参加しての全般的な感想に入りたいと思います。経験者の皆様は、裁判員に選ばれたときと、実際に裁判員として職務を全うしたときとでは、御自身の気持ちに違いはあったでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。まず、経験者の1番の方と2番の方が担当された事件ですが、同じ事件でありまして、被告人が、夜が明ける前に住宅街でけん銃で5発連続して弾丸を発射し、その弾丸を民家の雨戸等に命中させて

損壊したなどという銃刀法違反，器物損壊事件で，5日間の日程だったようですけども，それでよろしいですか。

1番

はい。

司会者

それでは，まず経験者1番の方，裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについてお話しいただけますか。

1番

はい。私は，特に選ばれる前と選ばれてからとでどうだったとか，余りその気持ちの上での違いというのはなかったと思います。もともと裁判員裁判制度に興味がありましたので，一般的な意見としては選ばれたくないというふうにおっしゃる方が多いのかなというふうな感じはしますけれども，私の場合はむしろ積極派でありまして，やりたいというふうな意思は非常に強かったのですから，選ばれる前と後とでどうだったかという点，本当に選ばれて参加できて良かったなというふうなのがある一つの感想だと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは，2番の方はいかがだったでしょうか。裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて，御感想をお話しいただければありがたいと思います。

2番

昨年裁判員裁判に参加させていただきましたけれども，その1年前に裁判員裁判の候補者になりましたという案内が突然送られてきまして，何か悪いことしたのかなというようにどきどきして開封をしたら，候補になったんだなというふうな内容を見まして，改めて裁判員裁判，それまでは世間の中で行われておりましたけれども，実際に選ばれるんだというのをまず実感しました。少し忘れていた頃に案内が来まして，実際に招集というんでしょうかね，来てくださいということになりました。

で、実際に裁判の中身を見て、最終的に気持ちの違いはなかったんですけども、恐らくその裁判の中身によっては、やる前と終わった後では気持ちが違うんじゃないかなと思いますので、やはり裁判、事件の内容によって若干違ってくるところがあるのかなと思いましたけど、私の場合には特に変わることはなかったというところがあります。

司会者

ありがとうございました。続きまして、3番の方が担当された事件は、被告人が所属する暴力団組織が、対立する暴力団組織への報復として、多数の組員と共謀の上で、組織として対立する暴力団幹部に対し、けん銃で弾丸を発射して射殺したといういわゆる組織的犯罪処罰法違反、銃刀法違反の事件で、合計で18日間ですか、の日程であったということですね。

3番

はい。

司会者

では、3番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて御感想をお話いただけますか。

3番

私が今回御案内いただいたのは2回目だったんです。私でも役に立つことがあればと思って一度伺ったんですけど、まさか選ばれるとは思わなかったので、一応顔だけ出して帰ってあげればいいのかなんて軽い気持ちでいたんです。ですけど、最終的に裁判員の方は全部もう決められたから、ああ、じゃもうこれで大丈夫かなと思ったら、補充のほうに回ってくださいと言われてまして、それで補充ならもう少し気楽にできるかなと思っていたら、何か裁判員の方が病気になったりとか何かでだんだん、だんだん補充の者の順位が上へ上がっていき、最終的に裁判員のほうに出席する形になったんで、あっ、ちょっとこれは荷が重いかなと思ったんですけど、でも実際やってみて、終わってから家に帰ってもさほど今までの生活とは変わらない自

分自身があったんで、ちょっと一安心したところでございます。

司会者

ありがとうございました。経験者4番の方が担当された事件ですが、被告人が、のぞき見の目的で被害者方敷地内に侵入した後に、近くの路上でその被害者にわいせつ行為をしてけがを負わせたという住居侵入、強制わいせつ致傷の事件で、5日間の日程だったということなんですね。4番の方は、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについてどのような御感想をお持ちでしょうか。

4番

私も2番の方と大体同じような気持ちで、まず候補者に選ばれましたという手紙が届いたときに、最初裁判所からの特別送達という形で、聞いたこともない形で届いたので、何かやっちゃったのかなという不安がすごくあって、ちょっと留守だったので、そのときに受け取ることができなくて、次の日に届いたんですけれども、その待っている間何かすごくそわそわ、何で呼ばれちゃったのかな、何をしたのかなって、そういう不安があって、中を開いたら候補者になりましたという形で、ちょっと経ってから裁判所のほうに、来たときに、人ごとというか、自分はならないだろうという気持ちだったので、まさか自分が裁判員になるとは思わなくて、なったときに会社の人に、一応会社を5日間休むので、休むということを知らせたときに、大丈夫みたいな心配をされたんですけど、変な言い方かもしれないですけど、そういう事件ではなかったんで、良かったと言ったら変な言い方かもしれないんですけども、5日間通うことができ、最後には皆さんと仲間になれたというか、すごく皆さんといい関係ができたので、いい経験ができたかなって思いました。

司会者

ありがとうございました。経験者5番の方が担当された事件は、被告人が、共犯者と共謀の上、約4か月の間に路上強盗致傷事件を2件行い、さらに、女性に成り済まして出会い系サイトを通じて誘い出した被害者に対して強盗致傷事件4件、強盗事件1件及び恐喝事件1件を行ったというもので、全部で8日間の日程だったよ

うですね。5番の方は、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、どのような御感想をお持ちでしょうか。

5番

私も裁判員制度というのは非常にいい制度だと思っていますし、やっぱり庶民の感覚でどういったふうに関わるのかというのが、それをできるだけ自分なりにできることはしたいなと思っていましたので、一生懸命やりましたし、終わっていい経験になったかなと思っています。特に大きな変化というのはないんですけども、裁判の間というのはもうやっぱり裁判が頭から離れないんです。四六時中離れないですし、その合間、合間で仕事に行ってもやっぱり頭の切り替えというのがなかなかできなかったのも、それが終わってしばらくして今の普通の状態に戻ったという感じですかね。

司会者

ありがとうございました。続きまして、経験者6番の方と7番の方が担当された事件は同じ事件で、外国人である被告人が、同棲していた女性との復縁がかなわないばかりか、その女性の新たな交際相手である被害者から侮辱する内容の電子メールが送られ、さらに、女性方でその女性と被害者が一緒にいたことで激高し、その被害者を包丁で多数回突き刺して殺害したという殺人事件で、合計6日間の日程だったようですね。では、まず6番の方から裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて御感想をお話しいただけますか。

6番

はい。私も今回の裁判員制度、裁判員に選ばれるというのは全然頭になくて、2回まさかがありました。1回目は通知が来たとき、2回目はこちらのほうに招集で来たときに、結構人数がいたので、その中から選ばれるということはないだろうと思っていましたんですけど、またそこで選ばれて、最初裁判員制度というのは、一般市民の参加なので、内容はもうちょっと軽いものだと思っていましたんですけど、実際担当したのが結構凶悪な犯罪だったので、ただ裁判をやっている間は裁判長や裁判

官の人たちが親身になって皆さんを引率といいますか、してもらったので、特にストレスを感じたというところはなかったです。やっている内容が結構重かったのですが、期間中はやっぱり頭から離れないで、一生懸命やれたと思います。終わってから別に自分の生活に何か変わったかといったところは一切ありません。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方、お願いいたします。

7番

私も6番の方と大体同じなんですけども、選ばれたときは、誰しもが経験できることじゃないので、やりたかったというのは前からあったんですけども、最初に事件の内容のプリントが配られたときに、余りにも残虐な犯行だったので、知識もない私が、また関係ない私が意見を述べるということにすごく不安を感じて、始まるまでは本当に不安で、やりたくないという気持ちも芽生えてきたぐらいだったんですけども、始まってから裁判長や裁判官の方が本当に一つ一つ詳しく説明してくださって、私たちの意見も1人ずつ丁寧に聞いてくださったので、不安になることが全くもうその初日からなく、しっかり伝えることができました。やっぱり犯行に至ったのがとっさの判断というところもあったので、人間誰しもそういう何か、犯罪はいけないけれども、そういう事件を起こしてしまう可能性はあるんだなということとか、いろいろこの事件を通して考えさせられたことが多かったです。今の生活している分にはもう時間がたってしまったので、余り思い出すことはなくなりました。

司会者

皆様、ありがとうございました。それでは、次のテーマに移らせていただきたいと思えます。実際に裁判員裁判の法廷、すなわち公判と言われるものですが、この公判に入ってから検察官あるいは弁護人の活動を御覧になったわけですが、そのときの説明とか尋問、あるいは意見について分かりやすかったですでしょうか。裁判員裁判は、目で見て、耳で聞いて分かりやすい審理というものをキャッチフレーズ



にしているわけです。皆様から見てそれぞれの当事者の活動はいかがだったのか、この点について率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。今回は、検察官と弁護人に分けてみたいと思います。まず、公判における検察官の活動ということになりますと、大体は最初に冒頭陳述というものがあります。いわゆるプレゼンテーションみたいなものですね。それから、その次に採用された証拠書類の取調べ、例えば写真、あるいは供述調書の朗読というものがあり、あるいは証人や被告人に対する質問、そして最後に論告求刑というものがあつたかと思います。今、私が挙げました全てについてコメントをいただくということは全く必要ありません。皆様から見て検察官の活動のこの点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかったとか、そういったことを御自身の担当された事件についてお話しただければありがたいと思います。それでは、恐れ入りますが、今度は7番の方からお願いできないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

7番

検察官の方の話し方がすごく丁寧で、ゆっくりで、被告人が外国人ということもあつて、一つ一つゆっくり被告人の表情を見ながら間を空けて言ってくださつたので、私たちが聞き逃すこともなければ、聞きづらいこともありませんでした。分かりやすかつたと思います。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、お願ひいたします。

6番

7番さんと一緒に、検察官の説明に対しまして、間に、フィリピン人だったので通訳が入つたんで、結構通訳中の間があつたので、その中で頭の整理ができたので、更に分かりやすかつたと思います。

司会者

この7番、6番の方が御担当された事件では、検察官の冒頭陳述が約2.0分ぐらいあつたと思うんですけども、その冒頭陳述、このプレゼンで、その後に行われ

る証拠調べのポイントとか、あるいは裁判の全体像というものは、皆様には分かりやすかったでしょうか。その点いかがでしょうか。6番の方、お願いします。

6番

証拠の物とか写真とか、裁判所の気遣いなのか、現場の当時の写真とかは結構血が飛び散っているとか、そういったのがあって、色を塗り潰して、全体像は分かりづらくはあったんですけど、詳しく説明してもらえたので、特に分かりづらいというところはなかったと思います。

司会者

7番の方はいかがでしょうか。冒頭陳述、最初にプレゼンというので20分ぐらい検察官がしゃべったと思うんですけども、その説明って御記憶ありますか、印象とか。もしもあれば、おっしゃっていただければと思うんですが。

7番

すみません。あまり印象に残っていません。

司会者

それから、この事件では、被告人と被害者の間に女性がいたわけですね。きっかけとなっている女性がいたんですが、この女性の尋問は証人尋問じゃなくて、あらかじめ尋問調書という形になっていて、それを法廷で読み上げるという形だったようですね。この尋問調書の朗読というのは分かりやすかったでしょうか。その点、何か印象とか御感想ございますか。7番の方、お願いします。

7番

私は正直女性の方がいないと、やっぱり恋愛の三角関係のもつれなので、当事者がいないというのは不公平だなというような思いがありました。

司会者

やっぱりその女性についても証人尋問で実際に顔を見て、話しぶりを見て、あるいは御自身も質問したかったと、そういう御感想だということによろしいでしょうか。

7番

はい。

司会者

この事件でも被告人質問が行われて、まずは弁護人から質問があって、次に検察官が質問をするという順序だったと思うんですけども、この被告人質問における検察官の質問について何か分かりづらいとか、検察官はどんな意図で質問しているのか分からないとか、あるいは明快で分かりやすかったとか、その点についての御感想はございますか。印象に残っていればお願いしたいんですけど、6番の方はいかがでしょうか。被告人質問における検察官の質問態度、あるいは質問内容についてお伺いしたいということです。

6番

最初に検察官のほうで用意した内容ですか、それに沿って事細かにやっていたので、特に分かりづらいとか、そういったところはなかったと記憶しています。

司会者

ありがとうございました。それでは次に、5番の方、御担当された事件についての検察官の活動はいかがだったでしょうか。

5番

正直言って、2人の方が担当されたんですけど、割と2人とも若いイメージだったので、ちょっと大丈夫なのかなとは思ったんですけども、私が担当したのというのは8件事件がありまして、共犯者の方もそれぞれ違っていたりしたので、すごく複雑だったんですけども、検察官の方に作っていただいた資料が、例えば番号を付けたり、それからカラフルな矢印があつたりとか、すごく分かりやすくそういう資料を作っていただいたんで、それでみんな割と理解がしやすかったということですが、すごく良かったんじゃないかなと思っています。

司会者

今5番の方がおっしゃったのは冒頭陳述、最初にこの事件の全体像ということで、

大きな紙に第1事件から第8事件とか、そういう形で番号を振って、第1事件は何月何日何時ごろとか、被害はこの程度とか、そのような説明があったものでしょうかね。

5番

そうですね。途中でもまたそういった資料が追加でどんどん出てきたりしたので、それ含めて……。

司会者

この8つの事件の中の1件については、被告人が被害者を殴った回数だとか、それからそのときに被害者に対して言った言葉について争いがある、要するに起訴状の一部は否認されているという事件だったようですけれども、この被害者及び共犯者の証人尋問について、検察官の尋問は分かりやすかったでしょうか。

5番

そうですね。そんなに分かりにくかったという印象は残っていないので、普通に質問されていたという印象です。

司会者

ありがとうございました。では、4番の方が御担当された事件についての検察官の活動は、どんな印象でしたでしょうか。

4番

2人の検察官の方がいらっしゃったんですけれども、声もはきはきしていましたし、大きな声で、聞き取りにくいこともありませんでした。分かりやすかったと思います。

司会者

この事件、強制わいせつ致傷事件の被害者、それから目撃者と言われている方の証人尋問があったわけですね。これについての検察官の尋問は分かりやすかったでしょうか。

4番

はい、分かりやすかったです。

司会者

よく経験者の方が言われるのが、声が小さいだとか、何を聞きたいためにそういう質問をしているのかとか、それからちょっと結論部分と言って証人に言わせようとしているのが露骨に見えるとか、そういう御批判される方がいらっしゃるんだけど、そういう観点からはいかがだったでしょうか。

4番

そういうことは一切なくて、すごく、また聞くのというぐらい細かく、図にしてくださいったりとか、あと検察の方が実際その場に行って再現をするような写真とかを撮ってきてくださって見せてくださったりとか、同じことを何回も何回も言ってくださって、そういう感じでした。すごく分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。あと、いわゆる争っている事件、否認事件と言われているものですので、検察官の論告の内容ですけれども、4番の方から見たら説得性があるものと思われましたか、それともちょっとよく分からなかったのか、そのあたりの御感想はいかがでしょう。

4番

筋が通っているというか、もっともなことを言っていたので、特に分かりづらいつかということは一切ありませんでした。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方、御担当された事件についての検察官の活動はどのような印象だったでしょうか。

3番

検察官の方がやはりお二人、たまに3人ぐらいいらっしゃったときもあったような気がします。ちょっともう半年以上たっているんで、細かいことまでは覚えていないですが、でも結構質問のときに携帯電話の電話記録とか、そういったものもよ

く提示してくださいましたので、とても説明が分かりやすかったです。

司会者

御担当の事件は暴力団抗争事件で、関係者がすごく多い事件でありました。そして、証人尋問も検察側だけで4人いたと思いますけれども、その証人尋問については、検察官の尋問はいかがだったでしょうか。

3番

やはり検察官の方も大変だったと思うんです。事件が古いですので、もう何年か経った後の事件だったもんですから、被告人のほうも証人のほうも覚えていることと、それからもう忘れてしまっていること、細かい部分にいくとやはりあやふやな点もあったんじゃないかなと思うので、それを一つ一つ調べていかれた検察官の方は大変だったんじゃないかなって、そういう印象はあります。

司会者

争っている被告人に対する被告人質問について、検察官の質問態度あるいは内容というものについては、何か印象ございますか。

3番

はい。検察官の方も、被告人に対してはそんなにきつい質問の仕方とか、そういったことはなかったように思います。あとは、やはり被告人に証人の方が会いたくないって言われたときにはきちんと防護壁を立てたりとか、そういったのもやっていましたので、余りそういう上から物を言う態度というのはなかったような気がします。

司会者

最後に、検察官の論告が50分程度あったようではありますが、分かりやすかったか、あるいは説得性があつたかと、その点はどのような印象だったでしょうか。

3番

ちょっと最初長いなと思っていたんですけど、やはり核心部分に至っては細かく補足するような感じでやっていましたので、分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。では、2番の方、御自身が担当された事件についての検察官の活動について御感想をお話しただければと思います。

2番

検察官の方は分かりやすい言葉ではきはきと、我々のほうをしっかりと見ながらお話をされておりましたので、一生懸命我々のほうに気持ちを伝えようというのがすごく伝わってまいりましたので、こちらもしっかり聞くことができたかなというふうに思っております。事件の内容が銃刀法違反、発射罪と器物破損で、実際に被告人が事実を認めてしまっておりましたので、有罪、無罪の裁判じゃなくて量刑を決める裁判でしたので、何となく淡々と進んでいったなという印象はありました。

司会者

ありがとうございました。1番の方、お願いいたします。

1番

私も2番さんと同じだったので、同じような印象を受けましたけれども、ただ事件がちょっと事件なんで、実際に明らかにされていない部分というのが、事件が100パーセントが全てとしますと、70パーセントぐらいしか明らかにされていない中で進んでいた事件なのかなというふうな印象はすごく受けました。だから、出てきている証拠を含めて、被告人が認めているものについては、かなり明確に検察も弁護人もそれに対してはきちんとした説明ができて、プレゼンと言ってはおかしいんですけども、非常に分かりやすかったとは思んですけども、明らかにされていない部分がある中で進んだというふうな印象は受けました。それがすごく違和感といいますか、受けました。

司会者

今1番の方が触れられたこと、要するにけん銃で弾丸を発射したこと自体は争いがないんだけども、被告人がどうしてそういうことを行うに至ったのかといった動機とか、過去の経緯とかについては、被告人の親族の方が証人として尋問された

ようですけれども、そのような部分が残りの30パーセントの部分だと、そのようなことでおっしゃっているのでしょうか。

1番

親族で出てこられなかった方もいますし、これは言ってしまうのかどうかなんですけれども、けん銃に対しての入手先とその後の行方ですね、この2点が明らかにされない中で進んでおりましたので、そこがやっぱりその30パーセントの大半だと思いますけれど。

司会者

証拠書類の取調べも、検察官側のほうの冒頭陳述があつて、それから証拠書類の取調べがあるわけですからけれども、大体2時間ぐらいなされたようですけれども、これは画面を見てとか説明を聞いて分かりやすかつたのでしょうか、それともちょっと多いんじゃないのという印象とか、分かりにくかつたとか、そういうものはございましたでしょうか。

1番

具体的な写真等々も示していただいて、時間をとって具体的なものを見せてもらっていますんで、非常にそれは分かりやすかつたと思います。

司会者

時間的に長過ぎるとか、そういうことではないということよろしいですか。

1番

そうですね。適正な時間だったとは思いますが。

司会者

それから、弁護側請求の証人というものが、被告人のお父さんですか、それ以外にも、まだほかにもいらつしたみたいですが、その方々に対する検察官の反対尋問、これについての御印象はどうだったのでしょうか。

1番

それに対しては、ちょっと印象がないんですけれども、正直言ひまして。



司会者

2番の方はいかがでしょうか。

2番

被告人のお父さんが出てくる予定だったんですけど、体調不良で出てこれなかったなので、淡々と進んでいったなというのがやっぱりすごく印象がありましたし、先ほど証拠のお話がありましたけども、けん銃が出てこない中で、一番の証拠のものが出てこないで進んじゃっていいのかなという疑問は少しありました。

司会者

ありがとうございました。この事件の論告、これは皆様から見たら分かりやすかったか、あるいは説得性があつたか、その点の御印象はいかがだったでしょうか。

1番の方から。

1番

やっぱり70パーセントの中での進み具合というのもちよつとあつたものですから、ある意味踏み込んで弁護人が弁護するとか、検察側が更に踏み込んでというふうな形の印象は非常に薄かつたものですから、ちよつと言い方が変ですけども、出来レース的な部分があるのかなというふうな感じはしたものですから、量刑に対しての弁論ですね、これも非常にちよつと、こうこう、こうで情状酌量の余地があるんではというふうなことに對してもすごく説得性といいますか、そういうものが欠けるなというふうな印象はありました、正直言ひまして。

司会者

今1番のおっしゃつた量刑に對してのこうこう、こういう情状酌量の余地があるなについても説得性が欠けるなというのは、これは弁護人の弁論に對してのコメントでしょうか、それとも検察官の論告の中での説得性がないということとして御指摘なさつたんでしょうか、その点いかがでしょうか。

1番

弁護人のほうですね。

司会者

では、2番の方、検察官の論告についての御意見あるいは御感想をおっしゃっていただければありがたいです。

2番

検察官のほうのそれに関しては、ちょっと印象がなかったもので、余り問題もなく進んだのかなと思っております。

司会者

皆様、ありがとうございました。それでは、弁護人の活動についての皆様の御感想を伺いたいと思います。弁護人の活動といいますと、最初に冒頭陳述、要するに弁護人のこの事件に対する見方、プレゼンがあったと思います。それから、被告人質問、あるいは証拠書類として被告人が書いた反省文とか、あるいは示談書といったものがあつたかもしれません。いわゆる情状証人への質問というのもあつたかもしれません。そして、最後に検察官の論告に続く弁論というの、大体そういう順序で進んだのではないかなと思います。この弁護人の活動について分かりやすかつたでしょうか、あるいはここが分かりづらかつたとか、そういった御自身が担当された事件についての御感想を伺いたいと思います。では、再び7番の方からお願いできますか。御自身が担当した事件の弁護人の活動についてです。

7番

弁護人の方の話し方が検察官に比べてちょっと早口だったというのは感じました。ちょっと詳しくは余り覚えていないんですけども、被告人と話されるときとか説明するときにも、ちょっと被告人が外国人の方で、気持ちがうまく伝わらなくて黙ってしまったたり、沈黙したときに早く発言をするようにと促すというか、ちょっといら立ちが見えたというのは感じました。

司会者

ありがとうございました。では、同じ事件についての6番の方、弁護人の活動についてはどのような印象をお持ちでしょうか。

6番

被告がもう既に自首して罪を認めている中で、弁護人の方がいろいろやっていたんですけど、淡々と流れていたのでも、弁護人の運び方とかも特に問題なく、やっぱり間に通訳が入っていますんで、時間的にも結構余裕がありましたし、そんな印象でした。

司会者

7番、6番の方にお伺いしたいんですが、弁護人も検察官の冒頭陳述に続いて冒頭陳述をなさったと思うんです。特にこの御担当された事件は、いわゆる自白事件ということで、弁護人の冒頭陳述で対立軸というか、弁護人はここを訴えたいと、裁判員の方にこういうところを分かってほしいといった熱意というか、あるいは対立軸を明らかにするといった、その点の分かりやすさはあったでしょうか。何か印象に残っていますか。弁護人の冒頭陳述についてです。

6番

すごく一生懸命やっているのは記憶に残っているんですけど、もう覚えていません。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想をお話してください。

5番

2人の弁護人の方がいらしたんですけども、ちょっと全体的な印象としては、その2人がうまく連携が取れないでやっているなという印象でした。あとは、やっぱり1の方がちょっと何を言おうとしているのかがはっきり分からない点もあったのと、法廷の中で居眠りをされていたんですね、弁護人の1の方が。それはその後でも、今あの人寝ていたよねということで、ちょっとやっぱり、そういう方には絶対弁護はもう頼まないだろうなという、そういうことがありました。

司会者

ありがとうございました。5番の方の事件は、先ほども御指摘がありましたけれども、事件数が多い事件ですよ。

5番

はい。

司会者

強盗致傷だけでも全部で6件ぐらいあるんですかね。

5番

はい。

司会者

ですから、検察官が冒頭陳述でそれぞれの個性とか区分けということを話された後に弁護人が冒頭陳述をしているわけですけども、5番の方から見て弁護人の冒頭陳述、対検察官に対する主張ということで、対立軸とか、ここを分かってほしいとか、そういうことは分かりやすかったのでしょうか。

5番

検察官の方が出された資料がありましたので、それをもとに聞くような印象でしたので、それがないとすごく分かりにくかったかもしれないです。

司会者

検察側の証人として被害者と共犯者の証人尋問があったと思うんですけども、これについての弁護人の反対尋問について何か御印象等ございますか。

5番

もともと罪を認めているので、量刑を争うような裁判でしたので、そんなに何か踏み込むという印象はなかったです。

司会者

ありがとうございました。4番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想なり御印象なりおっしゃっていただけますか。

4番

検察官の方とは真逆というか、まず声が小さくて、何が言いたいかとかが私たちには伝わらなかったんです。法廷の場で私は弁護人側に近い場所に座ってしまして、何か弁護の方が言うときにも、目の前だったんですけども、よく聞こえないので、一番近い場所にいてももう、もそもそ、もそもそしゃべっていて、マイクを使っているんですけども、よく聞こえなくて、あと資料とかも、検察の方の資料というのはすごくカラフルに、私たちにもすごく分かりやすかったんですけども、弁護の方の資料というのは本当にただ字だけが書いてあって、何かやる気がないというか、もう本当に被告人の人を弁護するような姿勢が見えないというか、居眠りまではしていなかったんですけども、ちょっと私がもし何かあっても、この人だけにはお願いしたくないなという印象はありました。

司会者

御担当された事件について、強制わいせつ致傷事件は否認していたわけですね。自分は、わいせつ行為はしていないという被告人の話ですよ。

4番。

はい。

司会者

そのときに被害者と目撃者が検察側の証人として出てきたわけですが、その2人の証人に対する弁護人の反対尋問について、4番の方から見て何か印象に残っておられますでしょうか。

4番。

余り印象に残っていないですけども、何かもう弁護をしようという感じはなかったです。

司会者

被告人質問になりますと、今度は弁護人のほうが最初に質問を始めますよね。そのときの弁護人の質問、主質問という言い方になりますけれども、その点はいかがだったでしょうか。

4番

一生懸命質問をされていたりはするんですけども、被告人がちょっと態度が悪い  
というか、そうだったかもしれないとか、触ったかもしれないとか、どんどん二転  
三転してしまっているのが印象にあったので、ちょっと弁護人の方もどう出ていい  
か分からないというか、そういうふうに見えました。

司会者

ありがとうございました。3番の方、御担当された事件での弁護人の活動につい  
てどのような印象あるいは御感想をお持ちかおっしゃっていただけますか。

3番

やはり弁護人側からも冒頭陳述のときに書類というか、書いたものを、こんな分  
厚いのをいただいたんですけど、それは検察側よりちょっと倍ぐらい厚かったん  
です。それで、弁護士さん自身がそれを半分以上読み上げたような状態だったん  
です。弁護士さんの声がやはりちょっと小さくて、何を言っているかよく分からない  
点もありました。弁護士さんも2人ぐらいいたりして、もう一人の方は声がとても  
大きくて、はきはきしていたんですが、主でやっていた弁護士さんの声が小さ  
くて、言っていることが早口なので、余計分からなかったです。

司会者

争いのある事件で、弁護人による冒頭陳述は40分ぐらい掛けられたようですけ  
れども、今3番の方が指で厚さを示されましたけど、約1センチ以上あったよう  
ですし、40分間フルに話された、声も小さくて分かりにくかったと、そういうこと  
でよろしいんですか。

3番

はい。私たち聞いているほうも、後で控室に行ったときに何を言っていたかよく  
分からなかったねという話が多かったです。

司会者

この事件の被告人質問、これは予定では250分弁護人が質問時間を取られてい

るみたいですけど、250分ぐらい聞かれたんですか。

3番

そうですね。結構長かったです。

司会者

3番の方から見て、この被告人質問における弁護人の質問ですけれども、弁護人の立場から見たら必要な質問だったと思われているのか、いや、ちょっと必要性のない質問もあったように思ったのか、どうだったんでしょうか。

3番

話の内容によっては、これはちょっと質問しないほうがよかったんじゃないかなという点もありました。

司会者

最後に論告が検察官にあって、次に弁論というのがあって、締めくくりの意見があります。120分弁論の時間が割かれていたみたいですけども、この2時間近い弁論はどのような印象をお持ちでしょうか。

3番

冒頭陳述と同じように、ちょっとやっぱり言っている内容がよく分からなかったです。

司会者

分からなかったということだと、要するに裁判員の方、国民から選ばれた方に対する分かりやすさとか、説得力とか、そういうことについては御不満が残ると、こういう意味でよろしいですか。

3番

そうですね。ちょっともう少し細かく、被告人を弁護するんであれば、被告人が有利になるような発言をしてほしかったんですけど、ほとんど書いてあるものを読み上げるような状態だったので、弁論ではないんじゃないかなって思いました。

司会者

ありがとうございました。2番の方、御担当された事件についての弁護人の活動について御感想をおっしゃっていただけますか。

2番

私が担当しました裁判は、最初から事実関係も争わないことになっていましたので、量刑のみのポイントになっているというところもありましたので、弁護人の方は一生懸命情状を酌量するような内容で弁護をされていましたが、ちょっとそこまでは無理があるんじゃないのとか、そんな心情なのかなというのをちょっと疑問に思うような点もあつたりもしましたので、淡々と進んだところもありましたけども、結構無理な弁護をしているなという印象はやっぱりすごく強く感じました。居眠りもしていませんし、声も大きかったので、その点は良かったんですけども、ちょっと随分こじつけというか、無理があるんじゃないかなという印象は個人的には感じました。

司会者

ありがとうございます。1番の方、お願いいたします。

1番

やはり被告人は罪を認めていて、だけと言えないこともたくさんあるという中で、の苦しい弁護だったもんですから、それは非常に受けました。やはり弁護人が唯一一番情状酌量として、母親が後々監視じゃないですけども、ちゃんと面倒を見て、出所後は母親がきちんと目の届くような形で保護者となってというふうな形で、60歳過ぎの母親だろうと思いますけれども、話を積極的にされたんですけども、実際には母親は自分が証言しに来たときだけは法廷に来ていましたけども、あと前後一切法廷にも来ていない中でそういった形の説明を一生懸命していましたので、少しそのあたりは説得性がないなというような感じは受けました。

司会者

ありがとうございました。2番、1番の方にお尋ねしますけれども、この事件では弁護人のほうの冒頭陳述は10分ぐらい、それから最後のまとめの意見、弁論で



は20分ぐらい時間を割かれたみたいですが、2番の方が触れられましたけど、やっぱり情状酌量を求めるには無理があるとか、説得性がちょっとないとか、そんな印象だったんでしょうか。弁論に限定して御感想をいただければと思うんですが、いかがだったでしょうか。

1番

非常に無理があったなというふうな感じの印象を受けました。

司会者

2番の方、いかがでしょうか。

2番

そうですね。同じく、一生懸命量刑を下げようという気持ちが伝わってはきましたけども、ちょっとそこら辺は説得力というか、そういったところは少し欠けているんじゃないかなという感じはしました。

司会者

皆様、ありがとうございました。ここで、皆様御担当された事件について、今振り返ってみればこの人の話を直接聞きたかったなという御感想をお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。先ほどの6番、7番の方が、三角関係の中心となっていた女性は、これは尋問調書になっていたわけですが、お話を直接伺いたかったなという話をなさったと思うんです。ほかに、供述調書で読み上げられてしまったけれども、これは証人として聞きたかったなという印象をお持ちの方はいらっしゃいますか。もしもいらっしゃれば、お話を伺わせていただきたいと思います。あとは、1番、2番の方の被告人のお父さんが結局出頭できなかったということだったんですね。

1番

はい。ただ、出頭できないというか、出頭を実際しなかったんですけども、それが出ても何も言わないよということの結論で来なかったということだったのかなというふうには受け止めましたけれども。

司会者

ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。誰か事件関係者でこの人は聞いておきたかったなという何か印象とか、御記憶残っておられる方いらっしゃいますか。5番の方、どうぞ。

5番

被害者の方というのは、証人というか、立たれることは少ないんですか、実際。

司会者

証人として立たれる場合もあるし、立たれない場合もあるということになると思います。例えば被告人がそんなことはやっていないと、身に覚えがないという話をしたときには、多分被害者の方は法廷へ出るということがほとんど100パーセントだと思うんです。ところが、被告人がその事件は間違いありませんと言ったときに被害者の方が証人で出るというと、それはまちまちというふうになります。現に5番の方が担当された事件は、被害者が8人いることになると思いますので、その中で争いのあった1件についての被害者の方が証人に出たということで、ほかの7人も出すかどうかというのはちょっとまた当事者で協議してということになるのかなと思いました。

5番

分かりました。実際被害者の方のいろんな話とかは出てきていたと、厳しく罰してほしいと思いますというような、そういう文書は出たんですけども、やっぱり御本人が出てきていないので、多分出たくないという気持ちも多いと思うんですけども、多分被害者の方とか家族の方というのは本当に被告人をすごく厳しく罰してほしいと思っていると思うんですけど、そのあたりがやっぱり伝わりにくかったというのがありました。

司会者

傷害があった事件、要するに強盗致傷とかでは被害者がいらっしゃるわけですね。その方々の心の痛みとか、あるいは肉体的な苦痛というものが供述調書にも出

ていることは出ていると思うんですが、やはり証人尋問で実際に間近で見て御判断したかったと、そういうことでしょうか。

5番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございました。それでは、ここで現職の検察官、弁護士に、経験者に対して御質問等ございましたらお願いしたいと思います。まず、中嶋検察官、どうぞ。

中嶋検察官

中嶋でございます。いろんな貴重な御意見ありがとうございました。また今後我々の立証活動にも生かしていきたいと思えます。幾つかお話しいただいた中で、まず6番さん、7番さんに担当していただいている殺人事件の関係で、これちょっと1人の女性をめぐる三角関係のもつれで、1人の男が1人の男を死なせたという事件なんですけれども、その女性の証人尋問が実際はできなかつた、尋問調書を読み上げる形になっているので、質問と答えという形になっているのを女性の検事が1人真ん中に座って、別の検事が尋問するという本番の尋問を再現するという形でやったんですけれども、そういうやり方についてもうちちょっとこういうほうが良かったんじゃないかとか、このやり方が割と分かりやすかつたとかというような御感想がもしおありだったら、今後のために教えていただければと思つたんですけれども。

司会者

今のは、関係する女性に対して、裁判所の中で尋問をして録取した調書について、法廷では女性検察官がその女性証人役になってちゃんと座って、そしてもう一人の検察官が質問をするという形でその尋問調書を読み上げていったと、交互に、そういうやり方で尋問を再現するような形をとったのはどのような印象だったかという質問だと思いますが、いかがだったでしょうか。7番の方、覚えていらっしゃいますか、そういうやり方をとったということは。

7番

ほかのやり方が何かあるのかというのが私にはわからないので、もうあつ、そういうことなんですねと思いました。

司会者

6番の方はどうだったでしょうか。

6番

私も海外で尋問をして答えている内容というのは、実際に被告の前で答える内容とは違って何も分かんないといえますか、事実ちゃんと言っているのか信頼性に欠けて、そんな印象でした。

中嶋検察官

どうもありがとうございます。あと別の点ですけれども、手続の順番にいきますと、まず冒頭陳述ということで、私たちのほうでは大体A 4 1枚かA 3 1枚ぐらいの割と矢印とか図を入れたものプラス文字という情報の紙をお配りしているんですけれども、実際一連の事件を御担当されて、ここまで情報は要らなかったなと思ったというような感想があったとか、あるいは審理の中で出てきた事情としてもう少しこういうのがこの事件においては図とか字であったほうが、最初に言っておいてもらったほうが分かりやすかったなというのが、もし事件の中で感じたものがおありであれば、今後のためにも参考にさせていただければと思うんですけれども。

司会者

中嶋検察官、今のは検察官の冒頭陳述において、今から振り返ってみればこのような情報も説明しておいてくれればよかったのにとか、あるいはこれは不要だよと思ったとか、そういうことで、冒頭陳述の内容について尋ねていますね。

中嶋検察官

はい。

司会者

いかがでしょうか。ございますか。皆さん、先ほど検察官の冒頭陳述は分かりや

すかったと、矢印とか、あるいは事件が複数の場合には区分けして整理がついていたという御感想をお持ちだったと思うんですけれども、今のは更にこの点もせつかくいただたら最初に言うておいてくれればいいのにとか、そういう趣旨だったと思いますけども、いかがでしょうか。特にありませんか。

(参加者からの意見はなかった。)

中嶋検察官

御意見の中で、これも6番、7番さんが御担当いただいた事件の関係で、現場の写真の取り扱いというお話をさせていただいて、写真を若干加工したものと言葉の説明とで状況は大体分かりましたというお話をさせていただいたかと思うんですけれども、我々もなかなか日頃やっぱり生の情報をどんだけお伝えして見ていただくか、ただそれが刺激的であって元も子もないとなってしまうのも駄目なので、どの程度に収めるかというのは日々苦勞して考えているところなんですけれども、6番さん、7番さんに御担当いただいた事件ですと、あの程度であれば必要十分であったというふうに理解させてもらって大丈夫かどうかというところなんですけれども、もうちょっと詳しい情報があったほうが良かったとか、もう少しそぎ落としたほうが良かったとかいう御感想があるようでしたら、今後の参考にと思っているところです。

司会者

いかがでしょうか。多分包丁で被害者の身体を多数回突き刺したという殺害方法からして、先ほどお話があつて、現場の中で血しぶきあるいは血痕というものが飛び散っている状況があつたんだと、だけど全部その血痕の状況をカラー写真で出したんじゃないくて、色を変えるなりして裁判員の方々への配慮が工夫されたように思えたと、そういう御趣旨の話はあつたのですけれども、それに加えて何かこういうふうにしてほしいという御意向があるかどうかというお尋ねだったと思いますが、7番、6番の方、いかがでしょうか。

6番

特にもうちょっと情報が欲しいとか、そういったところはなかったと思います。

加工するのがどうかという、それを受ける人のそれぞれなので、どういったやり方がいいのかというのは自分も分からないんですけど、その当時の考え方では特に、十分だったと思っています。

司会者

ありがとうございました。

では、高橋弁護士、もしも御質問あったらよろしくお願いします。

高橋弁護士

弁護士の高橋です。今日は、御意見をお聞かせいただきましてありがとうございました。弁護人に対していろいろ厳しい率直な御意見いただきましたので、弁護士会のほうに持ち帰りまして、今後の反省とさせていただきたいと思っております。ここで、幾つか私のほうから少し質問させてください。まず、裁判員の5番の方に幾つかお伺いしたいと思っているんですけども、この事件は共犯者が2人いたという事件ということでしたけども、実際にこれ証人尋問はされましたでしょうか。

5番

はい。共犯者の方は出てこられて、私もさせていただきました。

高橋弁護士

事件としては、この事件は自白事件ということですが、被告人の言い分と検察官の言い分で、大体事件の例えば犯人の役割ですとか、どういう犯行態様だったかという、その辺の争いというのは余りなかったですか。

5番

そうですね。特にそのあたりは、争いはなかったと記憶しています。

高橋弁護士

そうすると、共犯者に対しての証人尋問で、検察官の質問と弁護人の質問でかぶる点などがあつたかどうかというのは御記憶ありますか。例えば検察官の質問でもう共犯者が答えているのに、また同じ点を弁護人が質問して、何で弁護士が重ねて同じことを聞いているのかなと思ったこと……。

5番

そういう印象はなかったです。

高橋弁護士

ありがとうございます。経験者3番の方にお伺いしたいんですけども、弁護人の冒頭陳述ですとか弁論の内容が分からなくて、もう少し細かく被告人が有利になるようにしたほうがよろしいという、そういう御指摘ありましたけれども、最初に冒頭陳述と弁論のときに、弁護人から何か紙などは配られた御記憶ありますか。

3番

冒頭陳述のときにこのくらい分厚い文書、中に組織図とか、そういったものが入ったのを配られたんですけど、それを読むのも大変なくらいの厚さで。

高橋弁護士

そうすると、もう少し簡潔に……。

3番

そうですね。もう少し内容も簡潔にしたら、もうちょっと紙が減らせるんじゃないかなと思ったことはありました。

高橋弁護士

つまり量が多くて、結局弁護人が何を言いたいのかがよく分からなかったと、そういうことですか。

3番

そうなんです。そこが一番なんです。弁護人が何を言いたかったのか分からないというのがまず第一に残りました。

高橋弁護士

分かりました。ありがとうございます。あと、4番の方にお伺いしたいんですけども、この事件は性犯罪ということで、しかも被害者の方の尋問もされたということでしょうか。

4番

はい。

高橋弁護士

女性ですと、性犯罪などに対してはやっぱり抵抗なり、心理的な負担などを感じる  
ことおありかなと思うんですけども。

4番

私ですか。

高橋弁護士

はい、そのときいかがでしたか。

4番

気持ち悪いなという気持ちはあったんですけども、何か被告人の態度が悪いと  
いうか、そっちのほうにいら立ち、最初どういう事件があってという内容を知らさ  
れたときに、すごく気持ち悪いな、嫌だなという気持ちはあったんですけども、

高橋弁護士

差し支えなければ、どういう態度が具体的に悪かったか印象には残っていますか。

4番

弁護人の方がいろいろ弁護したりとかしているときにも時計を見たりとか、あく  
びを、あからさまにあくびじゃないんですけども、ちょっとうつむきかげんであく  
びをしていた、そういうのはちょっといただけないなみたいなのはありました。

高橋弁護士

ありがとうございます。あと、6番と7番の方にお伺いしたいんですが、  
裁判員の方が実際判断するときに、法廷に被害者の方の御遺族も入っておられる事  
件について事実関係を聞いて判断していくかと思うんですけど、それについて何か  
心理的な影響などを受けたというのはありましたでしょうか。

7番

被害者の御遺族の方の意見を述べられたときもあったので、全てその方たちは常  
に傍聴席にいらっしゃったので、表情をうかがいましたが、おつらそうだったとい



うようなことを記憶しています。

高橋弁護士

ありがとうございます。最後に、1点皆さんにお伺いしたいんですが、被告人の反省などということで謝罪文などが出てきた事件はありましたでしょうか。

司会者

謝罪文ということで、被害者の方に対する反省の手紙とか、そういうことですがけれども。(経験者4番, 5番, 6番, 7番が挙手した。)

高橋弁護士

その方々にお伺いしたいんですが、実際その謝罪文を法廷で読まれて、率直にどういう御感想を持たれたかというのを教えていただきたいと思うんですが。

司会者

多分質問の趣旨は、それによって被告人が悪かったと、反省しているという気持ちを裁判員の方が受け止められたのか、それともそれ以外の気持ちだったのかということ率直に聞きたいということだと思います。ちょっと記憶を呼び起こして、その読み上げられたときの、あるいは書画カメラを通じて謝罪文等を見たときのお気持ちをお聞かせいただけないでしょうか。まず、4番の方。

4番

余りちょっと覚えていないんですけども、反省文というか、何か謝罪文みたいなのは被告人の人が読んでいたんですけども、いろんなことをやってきた人だったみたいなんです。なので、そのときそのときにいろいろな方に迷惑をかけて謝罪をしたりとか、反省をしていたのが本当だったら、このような事件は起こさなかったんじゃないかなとちょっと思ってしまって、余り伝わってこなかったというのを正直感じました。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、お願いいたします。

5番

被害者の方に対して反省文というか、おわびの文書も書かれていたというのは、弁護人の方から催促されたのか、もう本当に本人が書こうと思ったのかというのはちょっと本当のところは分からないというのが印象があったのと、やっぱり金品とかを強奪というか、そういう被害もあったわけですから、それに対して謝罪文よりも何か弁済するとか、そういうこともできたんじゃないんですかというようなことも私多分聞いたと思うんですけども、被告人の方にですね、そしたらそこまでは考えがなかったです、済みませんというようなこともあったので、本当に謝罪文よりももっとやることもあったでしょうしというのが印象で、ただ謝罪文は最低限は必要だとは思いましたので、そういう意味ではあってしかるべしとは思いました。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、謝罪文を聞いて、あるいは見て、どのような御感想を持ったかおっしゃってください。

6番

被告がこのときはもう冒頭陳述からずっと泣いていまして、事あるごとにずっと号泣していまして、すごく反省しているというのを出して、反省文といたしますか、自分で読み上げたのかな、通訳通して、もうそこでもどんな形でも償うとか、いろいろ言っていたんですけど、実際に裁判の中で本当に肝心なところは覚えていませんとか、だからちょっと反省しているのかしていないのか、すごくつかみどころのない人だったという、そんな印象で、反省文も泣きながら読んでいましたけど、途中の経過からするとどうなんだろうなという印象でした。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方。

7番

被告人と被害者が最初からお友達だったということもあって、殺す気がなかったということをしきりに言っていたのと、あと親族の方に許してほしいという、本当に詳しいことを質問されたときは黙秘で、分からないとか、言葉がなかったんです

けども、とにかく許してほしいとか、そういう償いの言葉はたくさん出ていました。

高橋弁護士

ありがとうございました。

司会者

それでは、次の話題に移らせていただきたいと思います。今度は、法廷での審理が終わりまして、裁判官と裁判員6人との話し合い、いわゆる評議ということになるわけです。守秘義務の問題もございますので、進め方とか、どんなような意見があったとか、結論の出し方といった具体的なことは御遠慮いただければと思うんですけども、したがって抽象的なお答えをしていただくことになるかと思えますけれども、評議は話しやすい雰囲気だったのでしょうか、あるいはまた十分な議論というものはできたのでしょうか、逆に裁判官から結論を誘導されたと感じられた場面はあったのでしょうか。そのような観点から今振り返ってみて、御感想をいただければありがたく思います。では、今度は1番の方から率直なところをおっしゃっていただけますか。

1番

雰囲気としてはすごく話しやすい雰囲気です、もう特別難しいことを考えずに、率直な意見をどんどん出してくださいという形での場でした。十分な議論もできました。ただ逆に、印象としましては、裁判官が誘導という言い方をしてしまえばこれも一種の誘導なんだろうなというふうに感じた点でいきますと、やはり全国どこで裁判を受けても公平性を保つということは非常に重要であるということをおっしゃって、あとなかなかその刑をじゃ何年という形で決めるに当たって、基準となる目線というのもしっかりある程度必要になってくるだろうというふうな話もありました。その中で、この事件に対しては過去こういう判決が出ていますという形で、具体的にこうこう、こうで、こんなときは何々の刑が出ましたという形で、参考までにというような形で説明を詳しくしていただいたんですけども、逆にそれってじゃ誘導なのかなというふうなのはすごく強く受けました。やはり法律を十分勉強さ

れている先生たちの当然目線というのはあるんでしょうけれども、裁判員制度で選ばれた人たちの目線という部分を考えると、じゃ過去の事案を参考に決めるんですよというのであれば、別に裁判員は必要ないんじゃないかと、あくまでもデータベース化した過去の判例で、PC上でもう機械的に条件を入れていけば、じゃ何年が妥当だろうという形が出るであろうし、それに対して裁判官3名の先生が決めてしまえば、それで済むんじゃないかと。やはり思ったのは、裁判員制度で逆に知識のない一般目線での市民を選んで審議、判決まで具体的に意見として入れるというふうなことにに対してやっぱり一番感じたのは、逆に知識がないことにに対しては、一般的な目線とか一般常識、そういった部分での感情論を強く入れてもいいんじゃないかというふうには感じました。だから、全国どこで受けても公平な裁判が受けれる、地域差をなくすために過去の判例を用いて、大体妥当なのがどこかというふうな話をするのも分かるんですけども、裁判員制度という制度を考えた以上、やはり一般目線での、もうちょっと選ばれた人の感情が入るような形のシステムというのを作っていただけたらというふうに感じました。

司会者

ありがとうございました。1番の方がおっしゃったデータベースというのは、いわゆる量刑検索システムに基づく量刑データということで、殺人とか、そういう罪名を入れると棒グラフが出てきて、事案はこういうのがありましたよという、その説明を受けたということによろしいでしょうか。

1番

はい、そうです。

司会者

では、2番の方、いかがだったでしょうか。評議は話しやすい雰囲気だったとか、十分な議論ができたとか、あるいは裁判官から誘導されたと感じられたことはあったでしょうかと、そんな観点でおっしゃっていただければと思います。

2番

評議とか、あとは評決、量刑を決めるところがまさしく裁判員裁判の一番の重要なところで、ここに反映されるのが我々の意見なんだと思います。そういった点においては非常に、我々の意見を先に裁判官の方が聞いたりして、最後に裁判官の方3人が御自分の意見を話されたりしておりましたので、大変我々に対する配慮とか、そういったものはすごく感じたところでありますし、非常に話しやすい雰囲気でありました。議論としては、もっともっと聞きたいところもあったんですけども、少ない情報の中でいろんな話ができただのかなという印象は持っております。裁判官の方の誘導というのがある意味ある程度ないと、我々の意見が入るのがこの裁判員裁判なんでしょうけども、片や千差万別、いろんなものが出過ぎてしまうとやっぱり最終的な結論も出しづらいと思いますので、ある程度参考程度の誘導というか、意見はあってしかるべきかなと思っておりますので、私は誘導という感じは受けなかったんですけども、判例を参考にして自分の意見は述べさせていただいたところがあります。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方、いかがだったでしょうか。

3番

とても話しやすい雰囲気の中で十分な論議ができました。あとは、裁判官さんたちの誘導という部分はなかったように思います。

司会者

ありがとうございました。では、4番の方、お願いいたします。

4番

雰囲気は、すごくとてもいい雰囲気で5日間過ごすことができました。私個人的な印象では、裁判官の方というのは本当にすごくかたいイメージがとてもあったので、私たちが意見をしていいのかなとかという気持ちで最初は臨んだんですけども、一人一人の意見をすごく聞いてくださって、それを尊重してくださって、すごくみんな気さくに話のできたので、とてもいい雰囲気だったと思います。あとは、

裁判官が裁判員を誘導していると感じることは全然なくて、同じような事件をしてどれぐらいの量刑だとかというのは、私たちは何の勉強もしてなくて、だからこういう事件でどれぐらいの量刑を私たちは決めなくちゃいけないって思ったときに、やっぱりそういうふうな参考資料みたいのを見させていただいてすごくよかったなというか、勉強になったし、誘導されているという気持ちは一切なかったです。

司会者

ありがとうございました。5番の方、お願いいたします。

5番

私も印象としては非常に話しやすい雰囲気で、裁判官の方はすごく皆さんお人柄がよくて、すごくいろいろと配慮していただいているなという感じでした。量刑については、法的な知識がないものですから、情報はたくさんいただきたいし、基本的なところでの量刑の説明もしていただいたり、あとやっぱり検索システムでやっていただきました。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、お願いいたします。

6番

評議の最中ずっとなんですけれども、すごく雰囲気がよくて、自分もこういう経験は初めてで、裁判官の人に会うなんていうのも初めてで、自分の第一印象からちょっとかたいのかなとか、そういうのをイメージして入っていったもので、すごく皆さん、視線を合わせてもらったのか、すごく良くしてもらって、絶対に否定的なことは一切言わなくて、よくみんなの話を聞いてくれたと思います。あと、誘導というところでは、そういった印象はながったんですけれども、全然経験ない人が年数と言われてもさっぱり分かんないんで、やっぱりあのシステムで一般的などころをまず知るのが大事なのかなとは思いました。

司会者

ありがとうございました。では、7番の方、お願いいたします。

## 7番

本当に評議はすごく和やかに話しやすい雰囲気でした、一人一人お話を聞いてくださって、それに関しても皆さん、どうですかと、本当否定的なことはなく、一つ一つ解決というか、話し合いを十分持っていただいたので、不満とかは全くありませんでしたし、誘導されているという気持ちもありませんでした。いろんな話の中で、最終的に決めることまでできましたので、すごく良かったと思います。

## 司会者

最後に、裁判員裁判に参加されたことに伴う御負担についてお尋ねしたいと思います。最初に、裁判員として参加されてストレスを感じたという方、ずっとじゃなくてもいいです。一回でも、少しでもストレスを感じたら、それで挙手をお願いできればと。

(経験者4番、5番、7番が挙手した。)

## 司会者

では5番の方から、どういうところでストレスを感じたかおっしゃっていただけますか。

## 5番

1つは、裁判についてはできる限り自分も何か貢献できればということで、何か見落としがないかとか、いろんなそれぞれの心情を考えると、こういうところでもしかしたらちょっと何か落ちているところがあるんじゃないかと。もちろん裁判官の方もいらっしゃるんですけども、でもやっぱり細かいところまで裁判官の方が全て把握するというのも無理だと思いますし、やはりそういうところで何が自分にできることと考えたときに、もういろんなことを思うと、結構その裁判の間すごくそれが離れなかったというのはストレスもありましたし、あと裁判以外のところですね。やっぱり仕事をしているものですから、普通のサラリーマンとして、金曜日に選任で選ばれて、もう来週の月曜日から8日間という、土日とか、その間とかもフルにずっと仕事をして、それでも追いつかないで、裁判が終わってからしばらく頑張っ

て仕事してやっと思いつくという、もう裁判には集中しないといけないけど、その間にどんどん仕事がたまっていくという、そのストレスはかなりありました。それと、もう一つ、最後に量刑を決めるときにもストレスがありました。投票のところのやり方を考えていただきたい。

司会者

ありがとうございました。7番の方、どういうところでストレスを感じられたかをお願いします。

7番

私は、先ほど述べたんですけども、やはり専門的な知識がなかったので、それで守秘義務という形で言わないでくださいと言われてたら、自分の中での正当な判断ができるかというので、初めだけそういうストレスがありました。以上です。

司会者

ありがとうございました。4番の方はどんなところでストレスを感じられたんでしょうか。

4番

私がこの人の量刑とかを決めちゃっていいのかなという、決めちゃったんだとかというストレスは一瞬ありました。あとは、判決の日に判決を下されたときの被告人の顔がちょっと頭に一瞬残ってしまって、その日の夜ちょっと消えなくて、その目だけだったんですけど、ちょっとよく眠れなかったかなという気持ちはありました。

司会者

どうもありがとうございました。では、次に伺いたいのは守秘義務のことです。皆様は、もう裁判を半年以上離れられたと思いますが、今でも守秘義務は負っておられるわけです。重荷に感じられていますか、それともそうでもないと思っているかということをおっしゃっていただければと思います。この守秘義務というものについて今重荷に感じられている方、挙手をお願いします。



(挙手する者はいなかった。)

司会者

逆に、守秘義務というのがあるのはちゃんと分かっているけど、重荷には感じていないよという方はどれぐらいいらっしゃいますか。

5番

守秘義務は、やっぱりすごく重いと思っていますので、裁判の間は言いたくても言えないというのはもうストレスでもあったし、すごく重たかったです。ただ、終わってしまえば、それをもう今さら誰かに話すという気持ちもないですし、そういう意味では今は重荷ではないですけども、裁判の間は家族にも何も話せないし、やっぱり自分が悩んでいることも人にも話せないので、すごく重たかったです。

司会者

ありがとうございます。今重荷には感じておられないんですか、皆さん。人によっては、言葉は悪いですけども、一生黙っていてください、という説明をあるところで読んだことありますけれども、そんな意識はございますか。皆さん、首を横に振っておられるけれど、それぐらいでよろしいですか。ありがとうございました。ところで、最後にですけども、皆さん、また裁判所から候補者に選ばれましたという通知があったとしたら、またやってもいいかなと思う方いらっしゃいますか。恐れ入りますが、挙手お願いできますか。

(7名中6名が挙手をした。)

3番

私は年齢的に駄目です。年齢的にもう耐えられません。

司会者

ありがとうございました。皆様、本日はお忙しい中、長時間にわたりまして御協力いただきまして本当にありがとうございました。2時間余りの間、本当にお一人お一人の方が熱心に御意見をおっしゃってくださりまして、また私個人としてはそれぞれの心の中にしっかりと裁判員になった経験というものが根付いていってらっしゃ

るのかなと思い、とてもうれしく思いました。本当に率直な意見で、多分ここにお集まりの検察官、弁護士、あるいは裁判官ともども感謝しております。本当に今日はありがとうございました。それでは、これで意見交換会を終了させていただきます。